

## 公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則の概要

### 1 役員の基本給（常勤）

号給	基本給月額
1	728,000円
2	784,000円
3	843,000円
4	922,000円
5	994,000円

号給は、常勤役員に就任する者の経歴等を勘案し、経営会議及び理事会の議を経て、理事長が決定する。

理事長は、業務実績に応じ、基本給月額の100分の20の範囲内で、経営会議及び理事会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

### 2 常勤の役員に支給する手当

通勤手当 公立大学法人熊本県立大学職員給与規則の例による。  
期末手当 年間3.35月分

### 3 非常勤役員（理事・監事）の手当

日額 30,000円